

# 豊中市公民学連携 ガイドライン

令和5年（2023年）4月

豊中市



## 目次

1. はじめに ..... P.1
2. 豊中市の公民学連携について ..... P.1
  - (1) 「公民学連携」の定義
  - (2) 公民学連携ワンストップ窓口の役割
  - (3) 公民学連携ワンストップ窓口の活動ルール
3. 具体的な連携の進め方 ..... P.3
  - (1) 原則
  - (2) 連携の視点
  - (3) 公民学連携の手法・仕組み等
  - (4) 協定の進め方
  - (5) 多様な連携を広げる取組み
4. 連携における留意事項 ..... P.6
  - (1) 協定締結及び連携事業等の見合わせ
  - (2) 公費支出等の手続き

## 1. はじめに

本市は、豊中市自治基本条例（平成 19 年（2007 年）施行）（以下「条例」という。）第 27 条「協働における原則」第 28 条「協働の推進」（※）に基づき、多様な主体が公共の担い手として、様々な分野で連携しながら自治の力を高める取組みを進めてきました。こうした連携の取組みをさらに広げ、協働を進めるための仕組みとして、令和元年度（2019 年度）には、公民学連携に関する総合的な窓口である「公民学連携ワンストップ窓口」を設置しました。

「公民学連携ワンストップ窓口」の設置以降、SDGs の達成に向けた社会の動向とも相まって、市や民間事業者、NPO 法人、教育機関など多様な主体が繋がり、複雑化・多様化する地域課題の解決と市民サービスの向上をめざす取組みが活発化しています。これまでの取組みを踏まえ、今後さらに公民学連携を推進するにあたっての基本的な考え方やルールについて整理するため、「豊中市公民学連携ガイドライン」を策定するものです。

※ なお、条例第 29 条に「市民、事業者及び市は、協働によるまちづくりを進めるために計画の策定、実施又は評価の過程において、相互の役割、責務等を定めた協定を締結することができる。」と規定されたパートナーシップ協定がありますが、条例第 27 条に規定する内容と比較して、協定の締結にあたり条件を付す項目を指定しているなど狭義の協定にあたるため、本ガイドラインは条例第 27 条及び第 28 条を根拠とするものです。

## 2. 豊中市の公民学連携について

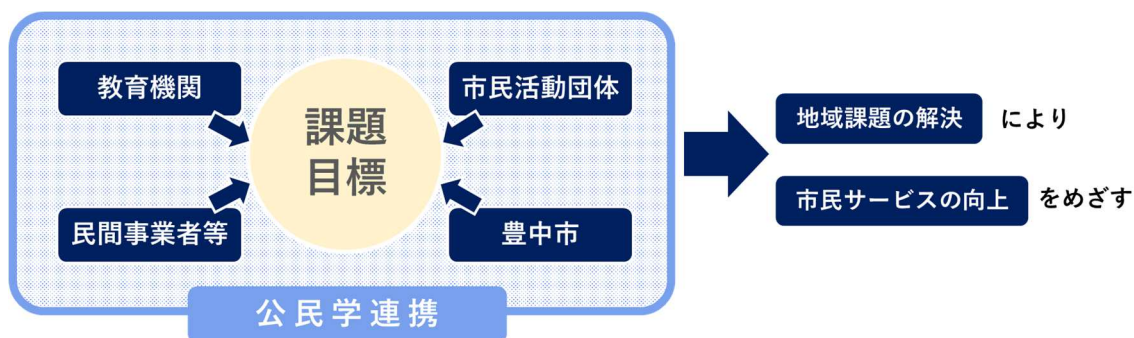
### （1）「公民学連携」の定義

行政組織と民間事業者等各種団体との協力関係を指す用語として、「公民連携」や「官民連携」がよく用いられます。これらの用語の概念は幅広く、用いられる文脈によってその意味も一様ではありませんが、一般的には「行政組織と民間事業者等各種団体との 1 対 1 の連携関係」を意味する場合が多くなっています。具体的な連携手法

として、例えば PPP（Public Private Partnership：パブリック・プライベート・パートナーシップ）の代表的な手法である PFI（Private Finance Initiative：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）や、指定管理者制度、SIB（Social Impact Bond：ソーシャル・インパクト・ボンド）等が挙げられます。

これらの公民連携（あるいは官民連携）手法が市の財政負担を伴う事業で用いられる場合、市は広く相手方を公募し、入札やプロポーザル等により公平性を担保することが原則です。

一方で、本ガイドラインの対象とする「公民学連携」は、地域課題の解決をめざす多様な主体のひとつとして市が参画し、多様な主体との対話により課題と目標を共有し、様々な連携手法を用いながら協働で地域課題の解決や市民サービスの向上をめざすものです。なお、協働の相手方に大学等の教育機関を含むことから、本市においては「公民学連携」と称しています。



【図1】 公民学連携の取組みの実施イメージ

## （2） 公民学連携ワンストップ窓口の役割

市は、庁内各部局で様々な分野の業務を所掌しています。公民学連携ワンストップ窓口では、それぞれの分野で各部局が抱える課題を把握しながら、庁内・庁外に開かれた窓口として、以下の機能を備えます。

### ① 一元的な窓口・相談機能（コンシェルジュ的役割）

多様な主体からの提案を受け付けるとともに、市からも積極的にアプローチし、

協働のネットワークを広げます。また、対話を踏まえ提案を担当部局に繋ぐなど、スピーディに対応します。

## ② バックアップ機能（コーディネーター的役割）

多様な主体の連携をコーディネートし、双方にとってメリットのある連携の取組みを共に考え、伴走支援します。また、地域課題や連携の取組みに関する情報発信を支援します。

## （3） 公民学連携ワンストップ窓口の活動ルール

連携の相手方と市の双方にとってメリットとなること、継続的な連携を築くことを重視して活動します。このため、公民学連携の取組みの目的に沿わない特定の事業者等の利益のみに繋がるご提案については対応できません。

## 3. 具体的な連携の進め方

### （1） 原則

#### ① 対等の原則

地域課題の解決や市民サービスの向上等、共通の目標の実現に向け、多様な主体と対等な信頼関係を築きます。

#### ② 対話の原則

市民サービスの向上に繋がる連携となるよう、対話を重視します。

#### ③ 公平性確保の原則

市への提案及び対話の機会を公平に確保します。

#### ④ 透明性確保とアイデア保護の原則

連携事業はオープンな過程の中で進めることを基本とし、実現した取組みについては、その内容を広く社会に開示することで、新たな取組みが広がるよう促します。また、寄せられた提案のうち、事業の検討段階における独自のアイデアについては

保護します。

## (2) 連携の視点

### ① 市民・利用者の視点

連携事業の実施にあたっては、市民サービスの向上に資する取組みをめざします。  
また、良質なサービスが継続的に実施できるよう、持続可能な連携を推進します。

### ② 地域社会の視点

当該連携事業が直接的にもたらす効果のみならず、新たな価値創造や地域社会に及ぼす影響についても考慮し、地域社会の活性化と市民サービスの向上に資する取組みを推進します。

### ③ 成長・発展の視点

多様な主体との対話を通じて、行政側の知識向上や意識改革などを図ります。行政との連携を通じて、相互の成長に繋がる事業構築をめざします。先進性のある取組みについては、公民学連携での実施を積極的に推進します。

### ④ 財務の視点

連携事業の実施にあたっては、費用対効果を考慮しながら取組みを推進します。

## (3) 手法・仕組み等

連携の目的や具体的な取組み内容等を明らかにし、市と協働した活動や研究を進めやすくするため、必要に応じて協定を締結します。また、多様な主体が市をフィールドに連携事業を展開しやすくするための登録制度（公民学連携プラットフォーム）があります。連携の相手方とは定期的な協議の場を設け、新たな価値を生み出すための情報共有や意見交換を行います。

### ① 包括連携協定

市政の幅広い分野（防災・防犯、環境、子育て・子育て、福祉等）における連

携を、中長期的に継続して実施することを明らかにするために締結するものです。包括連携協定にかかる事務（各部局とのマッチングや連携事業の実施報告等の取りまとめ）は、公民学連携ワンストップ窓口で行います。

## ② 事業連携協定

個別の政策分野での連携を目的に締結するものです。事業連携協定にかかる事務は、該当する政策分野を所管する部局で対応します。

## ③ 公民学連携プラットフォーム

多様化・複雑化する地域課題に対応するため、市をフィールドとして課題解決に取り組む当事者を増やすことを目的とした登録制度です。登録方法等、詳しくは、「豊中市公民学連携プラットフォーム運営要領」にて定めています。

## （４） 協定の進め方

協定締結の際は、締結の目的の確認や今後の取組みの可能性について、相手方と十分に協議を行うことが必要です。また、協定締結後においても、定期的に相手方と、取組みの進捗状況や今後の方向性を確認しながら取組みを推進します。

## （５） 多様な連携を広げる取組み

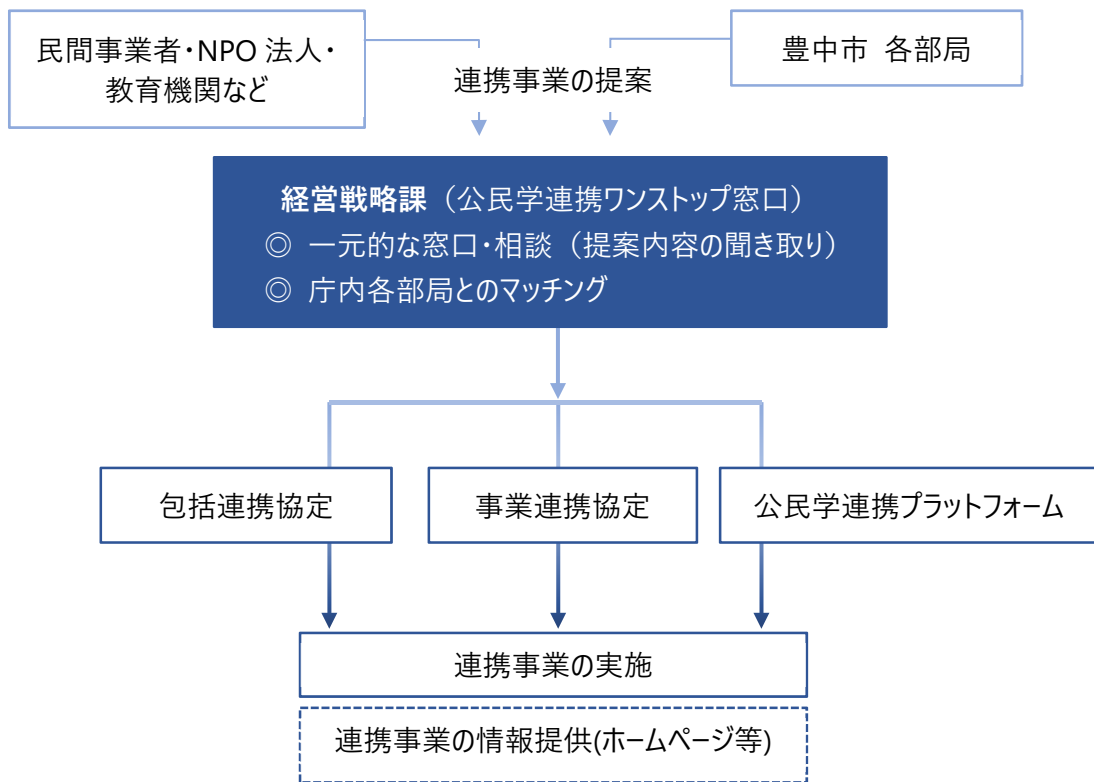
### ① 連携事業の実績に関する周知・広報

市ホームページ等に連携事業の実績を公開することで、多様な連携のアイデアを蓄積するとともに、新たな取組みに繋がります。また、適宜、報道機関への情報提供を行います。

### ② 公民学連携フォーラム等の開催

積み重ねてきた連携の取組みやその成果、今後の展望等について、公民学連携に関心のある各関係団体の皆様と共有し、さらなる公民学連携の推進に繋げていくために定期的に開催します。





【図2】公民学連携の取組みの進め方

#### 4. 連携における留意事項

##### (1) 協定の締結や連携事業を見合わせる場合

連携の相手方が、定期的な協議の場等において下記いずれかの状況に該当することが判明した場合、その間、市は当該団体との協定締結や連携事業は行いません。また、すでに実施が決定している連携事業等については協議の上、やむを得ない特別の事情のあるものを除き原則として中止します。

- ① 役員等が豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）に定める暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者である場合
- ② 各法令違反等

連携の相手方となる団体が業務停止や許可の取消し、入札参加停止措置等、期間を定めた行政処分等を受けている場合

③ 差別行為や差別を助長する行為

連携の相手方となる団体またはその代表者（代表者と同等の役員等を含む）が、人権侵害や発言などの差別行為、差別を助長する行為を行っていることが判明した場合

④ 代表者等の不正行為

連携の相手方となる団体またはその代表者（代表者と同等の役員等を含む）、関連する団体等の不正行為があり、大きく社会の関心を集める事象となっている場合

⑤ その他

上記①から④のいずれにも該当しない場合でも、市民の理解を得ることが明らかに難しいと判断される場合は、個別に協定締結及び連携事業の実施の妥当性を判断します。

(2) 協定の解除について

協定締結後においても、相手方が下記のいずれかに該当すると判明した場合は、協定を解除することができるものとします。

- ① 役員等が豊中市暴力団排除条例に定める暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者である場合
- ② その他市民に不安や疑念を与える場合

(3) 公費支出等の手続き

公民学連携に基づく取組みにおいて、公費の支出を行う場合や各種許認可、行政財産の貸付等については、法令等に基づき、適正な手続きを行います。

附 則

- 1 本ガイドラインは、令和5年（2023年）2月1日から施行する。

2 本ガイドラインは、令和5年（2023年）4月1日から施行する。